

## 幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成30年度概算決定額 91,954（114,499）千円】

### 対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、緑資源機構が徴収（徴収制度：25年元利均等半年賦）する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

### 政策目標

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

#### <内容>

##### 1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置

##### 2. 徴収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

#### <交付率>

定額

#### <交付先>

国立研究開発法人森林研究・整備機構

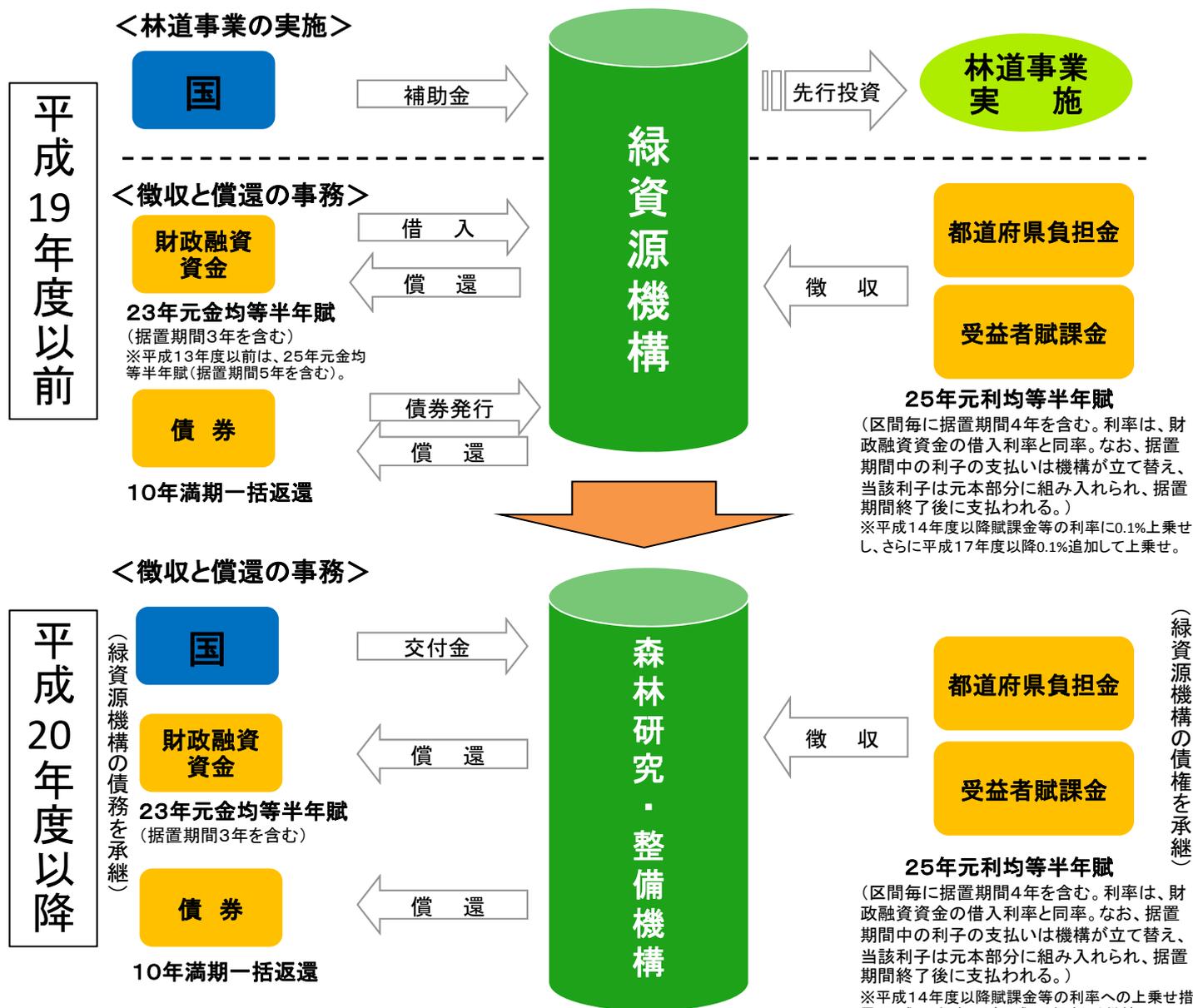
#### <事業実施期間>

平成20年度～

[担当課：林野庁整備課]

# 幹線林道事業移行円滑化対策交付金について

- 平成19年度末に廃止した緑資源幹線林道事業により整備された幹線林道に係る債権債務の管理を適切に実施する必要。
- そのため、森林研究・整備機構が行う事務及び債務償還に係る所要の利差損相当額等を国が責任をもって負担する必要。



**予算のポイント①**  
森林研究・整備機構が行う負担金・賦課金の徴収業務に係る事務費を措置する必要。

**予算のポイント②**  
幹線林道事業の廃止に伴う区間の中止・見直しにより、受益者でなくなる者が発生。これに対処するため、徴収した賦課金に利息を付して還付する必要。

**予算のポイント③**  
幹線林道事業に係る借入金(23年償還)等の償還財源は、金利を付して徴収する負担金等(25年償還)及びその運用益により賄う仕組み。しかしながら、高金利時代の負担金等に係る繰上償還が相次いだことにより、財政融資資金の償還財源が不足することから、利差損相当額を補填する必要。